保護者・地域向け学校作成資料

八王子市立長房小学校　令和８年度　いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
　　いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
　　いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（R6 改訂）
　　不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
　　東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
　　東京都教育委員会いじめ総合対策【第２次・一部改定】（R3）
〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
　　八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針（R4.２月改定）

【八王子市立長房小学校　いじめ防止基本方針】

〇いじめの防止等に関する基本的な考え方

☆いじめを「防ぐ」・いじめに「気付く」・いじめから「守る」

☆子どもの豊かな心の醸成を図るために教育活動全体を通して、“いのち”や人権を尊重する心、他者を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心を育んでいきます。

〇令和８年度の重点項目

どの学校でもどの子供にも起こり得るものという危機感をもつとともに、いじめから「守る」「防ぐ」ために、いじめは決して許されない人権侵害であるという認識の下、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応すること。

令和８年度のいじめの防止等に向けた課題

〇いじめの早期発見・早期対応のために、子どもが発するサインとして、言葉、表情、しぐさ、行動やそれらの変化を見逃さない。そのため、挨拶と言葉遣いを重点指導項目とする。

〇いじめた子どもには、いじめを行った背景を理解するとともに、いじめの行為には毅然と指導する。

〇傍観者の子どもには、学級全体の問題として対応すること、いじめの問題に、教職員が子どもと共に真剣に取り組む姿勢を示す。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

〇開催日　毎週木曜日　１５時から

〇構成員　校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、SC
　※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。

〇役　割　いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
　校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し　等

いじめ対応の流れ

（１）いじめの発見、認知・報告（５W１H を正確に）「誰が」「いつ」「どこで」「誰と」「何をした」「どのように」

（２）事実確認と情報処理及び関係保護者への連絡・説明

（３）情報共有と共通理解及び校内体制の編成

（４）子どもへの塩生及び保護者との連携

（５）関係機関との連携及び継続観察・状況確認

いじめの防止等に関する教員研修

４月３日　「いじめ防止　未然防止研修」
　いじめの未然防止のために、児童と教師の“信頼関係”や、児童の“自尊感情”を高める手だてを考える。

８月 27 日「学校いじめの基本方針の共通理解と早期発見研修」
　いじめの未然防止の研修を踏まえ、学校いじめ防止基本方針の浸透と早期発見の対応を学ぶ。

１月６日　「いじめへの組織的な対応」
　スクールロイヤーを講師に招聘しいじめの組織的な対応について学ぶ。

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

〇人権教育の充実

≪いじめは、相手の人権を侵害する行為であり決して許されるものではないこと。人の痛みを思いやること。人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚をはぐくむこと。≫

≪セーフティー教室「SNS トラブル防止講座」、SNS 東京ルール≫

SOS の出し方に関する授業

〇教職員と子どもたちとの信頼関係の構築

≪「SOS の出し方教育」の授業の実施。いじめは教職員や大人が気付きにくい場面で発生し、潜在化しやすいことの認識。子どもたちの小さな変化を察知し、いじめを見逃さない認知能力の向上。教職員の間での情報共有。保護者や地域、関係機関の担当者との連携・情報・収集・対応。≫

いのちの大切さを共に考える日の取組

〇“いのちの大切さ”の教育の推進

≪「八王子いのちの日」で、命の大切さについての校長講話。≫

≪特別の教科　道徳での命の大切さの価値項目での授業。６月１３日（土）道徳授業地区公開講座での講演会や意見交換会等の実施。学校・家庭・地域ぐるみの“いのち”の教育の推進≫

児童の自己肯定感を高める取組

〇子どもたちが自分と向き合い、他者、社会、自然との多様なかかわりの中で“いのち”への畏敬の念、感動する心、共に生きる心などの大切さに気付き、体得できるよう体験的な活動やコミュニケーション活動を取り入れる。≪総合的な学習の時間・生活科（自然体験、栽培体験、防災、福祉）特別活動（学級会、縦割り班活動、児童会活動、クラブ、委員会活動）≫

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
・学校評価アンケートによる評価を学校のいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

・学校運営協議会で学校のいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校のいじめ防止等の取組を地域に公開する。
・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
・事案に応じて、児童相談所や SSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。